

協力

発行責任者 / 小林 政 氏

発 行 日 / 2018年10月1日



● 経営コンサルティング ● 相続 ● 会計 ● 小林合同会計

KOBAYASHI GORDON

小林合同会計

代表社員	小林 政 氏	税理士	山 野 基 尚
税理士	小林 政 氏	税理士	須 賀 保 雄
代表社員	小林 政 仁	税理士	齋 藤 利 文
税理士	小林 政 仁	税理士	齋 藤 利 文

社報タイトル「協力」は社内で掲げる平成30年の標語です。

税理士法人 小林合同会計

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号

TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602

URL: <http://www.e-cg.co.jp>

11月の税務

1. 所得税の予定納税額の納付（第2期分）
納期限・・・11月30日
2. 所得税の予定納税額の減額申請
申請期限・・・11月15日
3. 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限・・・11月12日
4. 9月決算法人の確定申告
〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限・・・11月30日
5. 3月決算法人の中間申告
〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限・・・11月30日
6. 消費税の年税額が400万円超の3月, 6月, 12月決算法人
個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限・・・11月30日
7. 消費税の年税額が4,800万円超の8月, 9月決算法人を除く法人
個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2か月分)
〈消費税・地方消費税〉
申告期限・・・11月30日

※ 税を考える週間・・・11月11日～17日



消費税軽減税率の実施に伴う帳簿及び請求書等の記載と保存義務

来年の10月に消費税の税率が10%に上げられます。その際、食品等については軽減税率（8%）が導入されますが、これらの税率について帳簿と請求書等には税率による区分記載が求められます。

課税事業者は、仕入税額控除のため帳簿と請求書については現行の記載事項に加え、下記の事項を記載する必要があります。また、免税事業者も課税事業者と取引をする場合は同様に区分記載した請求書等の発行が求められます。

- ・帳簿等：「軽減税率の対象品目である旨」
- ・請求書等：「軽減税率の対象品目である旨」及び「税率ごとに合計した対価の額（税込）」

また、平成35年10月からは、課税事業者として税務署へ登録を受けた事業者（適格請求書発行事業者）が発行した適格請求書（いわゆるインボイス方式）及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。詳しくは、担当者へお問い合わせください。

季節の花

小林合同会計では毎週生花を届けてもらって、受付や応接室に季節の花を飾っています。

「お花きれいですね。」と声を掛けていただくこともあり、気づいてもらえて嬉しいです。

私も自宅では玄関に花を飾るように心掛けていますが、今年の暑さは花へのダメージが強く、早くしおれてしまい手入れに苦労しました。

買った直後、先ずは水揚げをします。一般的には深めの容器の水の中で切り口が斜めになるように茎を切り2秒以上水につけておくことで効率よく水を吸い上げることができると言われています。花の種類によっては、茎を焼く（炭化させる）、ハンマーでたたく（茎を広げる）等があるそうです。調べるほど色々なコツがあり奥が深いです。

10月は、街角のどこからともなくキンモクセイの香りが漂い、近年ではハロウィンといった盛り上がるイベントを意識したアレンジで、より季節を感じられるのが楽しみです。

森 晴美

